

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部ガバナンス・コードの適合（遵守）状況点検表

点検期間：2023年10月1日から2024年9月30日まで

判 定：第1章と第2章は理事会

第3章以下は教授会

札幌大谷大学・札幌大谷大学短期大学部 ガバナンス・コード項目	適合 (遵守)	意見及び適合（遵守）されて いない場合の理由又は今後の方針
第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	-	
1-1 建学の精神	-	
(1) 建学の精神・理念	○	
(2) 建学の精神・理念に基づく人材像	○	
1-2 目的と教育研究上の目的（私立大学の使命）	-	
(1) 建学の精神・理念に基づく教育目的等	○	
(2) 中期的（原則として5年以上）な計画の策定 と実現に必要な取組み	○	中期計画（2020年度から2024年度）
(3) 私立大学の社会的責任等	○	
第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	-	
2-1 理事会	-	
(1) 理事会の役割		
2-2 理事	-	
(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化	○	
(2) 学内理事の役割	○	
(3) 外部理事の役割	○	
(4) 理事への研修機会の提供と充実	△	2024年度以降に検討します。
2-3 監事	-	
(1) 監事の責務（役割・職務範囲）	○	
(2) 監事の選任	○	
(3) 監事監査基準	○	
(4) 監事業務を支援するための体制整備	○	監事の要望によりパソコンを導入しました。
2-4 評議員会	-	
(1) 諮問機関としての役割	○	
(2) 評議員会の意見具申等	○	
2-5 評議員	-	
(1) 評議員の選任	○	
(2) 評議員への研修機会の提供と充実	△	2024年度以降に検討します。
第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	-	
3-1 学長	-	
(1) 学長の責務（役割・職務範囲）	○	
(2) 学長補佐体制（副学長・学部長・学科長の役割）	○	
3-2 教授会	-	
(1) 教授会の役割（学長と教授会の関係）	○	
第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	-	
4-1 学生に対して	-	
(1) 三つのポリシー	○	
4-2 教職員等に対して	-	
(1) 教職協働	○	
(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD	○	
4-3 社会に対して	-	
(1) 認証評価及び自己点検・評価	○	
(2) 社会貢献・地域連携	○	
4-4 危機管理及び法令遵守	-	
(1) 危機管理のための体制整備	○	
(2) 法令遵守のための体制整備	○	

第5章 透明性の確保（情報公開）	-	
5-1 情報公開の充実	-	
(1) 法令上の情報公表	○	
(2) 自主的な情報公開	○	
(3) 情報公開の工夫等	○	